

白鷹産米次期作支援事業を実施します

【問い合わせ】白鷹町農林課農業振興係 ☎ 85-6107

令和3年産の米価下落の影響を大きく受けた米農家の皆さまが継続して稲作に取り組むことができるよう、次期作に必要な種子代及び資材代等の経費を支援します。

● 補助の内容

2,000円／10a（種子等代相当1,000円、生産資材代相当1,000円）

● 対象面積

令和4年産の水稲作付面積（自家消費分として10aを引いた面積）が支援対象です。（主食用に限らず、加工用米等の面積も支援します。）

令和3年産の水稲作付面積を上限としますが、農地を借り受けて水稲面積が増加した場合には、対象面積に含めます。（対象面積は、水稲共済細目書で確認いたします）

● 対象者

対象者は以下のすべての要件を満たす方です。

- ・町内に住所を有する稲作の販売農家であること。（個人、農業者で組織する団体、法人）
- ・令和3年産米の作付けを行っていること。
- ・次期作（令和4年産米）に取り組むこと。
- ・令和4年度の生産調整に協力すること。
- ・令和4年度の「とも補償制度」に加入すること。
- ・町税等の滞納がないこと。

● 申請方法

既に対象となると見込まれる方に対し、2月上旬に申請書をお送りしております。申請期限までに必要書類を添付のうえ、提出してください。

● 申請の受付

2月16日（水）～28日（月）の間、申請を受け付けます。また、以下の日程で地区ごとに申請受付を行います。

蚕桑地区：2月21日（月） 9時30分～11時30分
および13時30分～15時30分
鮎貝地区：2月22日（火） 9時30分～11時30分
荒砥地区：2月22日（火） 13時30分～15時30分
鷹山地区：2月24日（木） 9時30分～11時30分
東根地区：2月24日（木） 13時30分～15時30分
※会場は山形おきたま農業協同組合白鷹支店になります。

※上記日程での申請が難しい場合、申請期間内であれば、山形おきたま農業協同組合白鷹支店で申請を受け付けます。

● 申請時の必要書類

以下の書類を添付してください。

- ① 令和3年度白鷹産米次期作支援事業における令和4年産米作付計画書（様式第1号）
- ② 営農計画書（水稲共済細目書）の写し
- ③ 令和4年度とも補償制度加入申込書の写し
- ④ 種子や種苗の購入（注文等）の確認書類
- ⑤ 生産資材の購入（注文等）確認書類

※④および⑤についてJAより購入している場合は、様式第1号の同意欄で同意いただければJAから町に対し、購入に係る情報提供を行いますので、提出が省略できます。

● 注意事項

- ・支援を希望する方は、例年3月中旬に提出いただいている水稲共済細目書をこの申請とともに提出いただく必要があります。2月中旬頃、地区役員を通して水稲共済細目書及び関係書類を配付いたしますので、提出のご準備をお願いいたします。
- ・対象となるが申請書が届いていない等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。
- ・山形県稲作経営緊急応援事業とは別の事業となりますので、別途そちらに申請された方も改めて申請が必要です。
- ・期限を過ぎての申請は受け付けることができませんのでご注意ください。



■ 人権擁護委員の委嘱について

1月1日より人権擁護委員として、嶋林淳子さん、菅文隆さんが法務大臣から委嘱（再任）されました。委嘱期間は3年間です。

▼ 町の人権擁護委員

菅 文隆委員（蚕桑）再任
大村 亨夫委員（鮎貝）
嶋林 淳子委員（荒砥）再任
鈴木 和夫委員（十王）
向田美和子委員（広野）
中村 裕之委員（畔藤）

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

■ 法務局の人権相談日

毎週月・金曜日
山形地方方法務局米沢支局
☎ 0238-22-2148

※ 随時相談を受け付けています

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎ 85-6131



菅委員（左）嶋林委員（右）

■ 学校体育施設等使用の申込みを受け付けます

令和4年度の使用について希望する団体の代表の方は、必ずお申込みください。

使用を希望される団体は町ホームページの申請書ダウンロードのページにある学校体育施設使用団体登録申請書を使用し、2月24日（木）まで生涯スポーツ係にご提出下さい。（メール・FAXでの提出も可）。

なお、新型コロナウイルス感

染症の拡大を受け、利用調整会議を開催せず教育委員会で調整を行います。結果は申込団体にお知らせいたします。

【問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係
（白鷹町武道館内）
☎ 88-7175

[FAX] 85-0012

(kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp)

令和4年4月から全年齢の保育料を無償化します

白鷹町では、令和4年4月から、これまでの3歳以上児の保育料無償化に加え、0～2歳児の保育料についても独自に無償化することが決定しました。

これは、子育て世帯が仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境整備をさらに進めるため、現在国における保育料無償の対象となっていない世帯に対して町独自の保育料無償化に取り組むものです。

こちらは所得制限等を設けることはなく、保育施設等を利用するお子様がいらっしゃるすべての世帯が対象で、令和4年4月からの新規入所者だけではなく、現在利用中のお子様につきましても無償化の対象となります。

子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れなく

子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みでしょうか？
まだ申請されていない方は2月28日（月）まで提出をお願いします。

手続きは
お済みですか？

【提出・問い合わせ先】 健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212